

清心寺心紬廟使用規則

(趣旨)

第1条 本規則は、宗教法人清心寺(以下「清心寺」という)の管理する「心紬廟」(以下「本墓地」という)は、使用に関する基則を定め、その運営の適正化を図ることを目的とする。

(管理者)

第2条 本墓地の管理者(以下「管理者」という)は、清心寺住職とする。

(祭祀行為)

第3条 本墓地は過去の宗旨・宗派は問わない。但し、以後の法要は、浄土真宗本願寺派の儀礼に従い、清心寺が執り行うものとする。

(使用の承認)

第4条 本墓地は、管理者所定の手続きにより管理者の承認を得た上、次条の規定に従い永代使用冥加懇志を納付し、かつ管理者から納骨許可証の交付を受けた者(以下「使用者」という)のみ使用することができる。

(永代使用冥加懇志)

- 第5条 ①本墓地の使用を希望するもの(以下「使用希望者」という)は、管理者の承認を得た上、管理者が定める永代使用冥加懇志を管理者の定める時期に納付しなければならない。
- ②永代使用冥加懇志の金額は下記とする。
- ・蓮華壇納骨、20万円
 - ・分骨、15万円
 - ・合祀、10万円
- ③遺骨が3体以上の場合、管理者と使用者の話し合いの中で永代使用冥加懇志を決めることができる。
- ④社会状況の変化の中で、管理者は永代使用冥加懇志の金額を変更することが出来る。ただし、管理者は差額を使用者に求めることはできない。また、使用者も差額を管理者に求めることはできない。
- ⑤納骨の使用形式に関わらず永代使用冥加懇志の返却を管理者に求めることはできない。

(埋葬、改葬について)

第6条 埋葬及び改葬は、埋火葬認許証、又は改葬許可証を管理者に届出なければならない。

(納骨方法、納骨後の遺骨の返還について)

第7条 遺骨は本墓地で預かり、特別な理由を除き返却することはできない。又、合祀の場合はいかなる理由においても返却はできない。

(変更の手続き)

第 8 条 使用者は住所・改姓等の変更があった場合速やかに管理者に届けなければならない。

(使用の取り消し)

第 9 条 管理者は、使用者、又はその関係者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、何らの催告を要せずして墓地使用契約を解除する事ができる。この場合、使用者は合祀の場合を除き、直ちに該遺骨を他へ改葬しなければならない。

①本規則のいずれかの条項に違反したとき。

②本墓地で管理者が認めない宗教行為を行ったとき。

③他の墓地利用者に対し著しい不安感・不快感・迷惑を及ぼす行為があったとき。

(献花及び供物の処理)

第 10 条 ①管理者は、合理的判断により、墓参時の献花を処分することが出来る。

②墓地内に供物を供することは禁止とする。

(規則に定めなき事項)

第 11 条 本規則に定めなき事項については、法令の定めによる他その都度管理者がこれを定める。

(規則の変更)

第 12 条 関係法令の改正、又は墓地管理上の必要があるとき、又は本規則の条文は実情に合わなくなったときは、管理者は本規則を改正することができる。

(付則) ①本規則は令和元年 12 月 20 日から施行する。